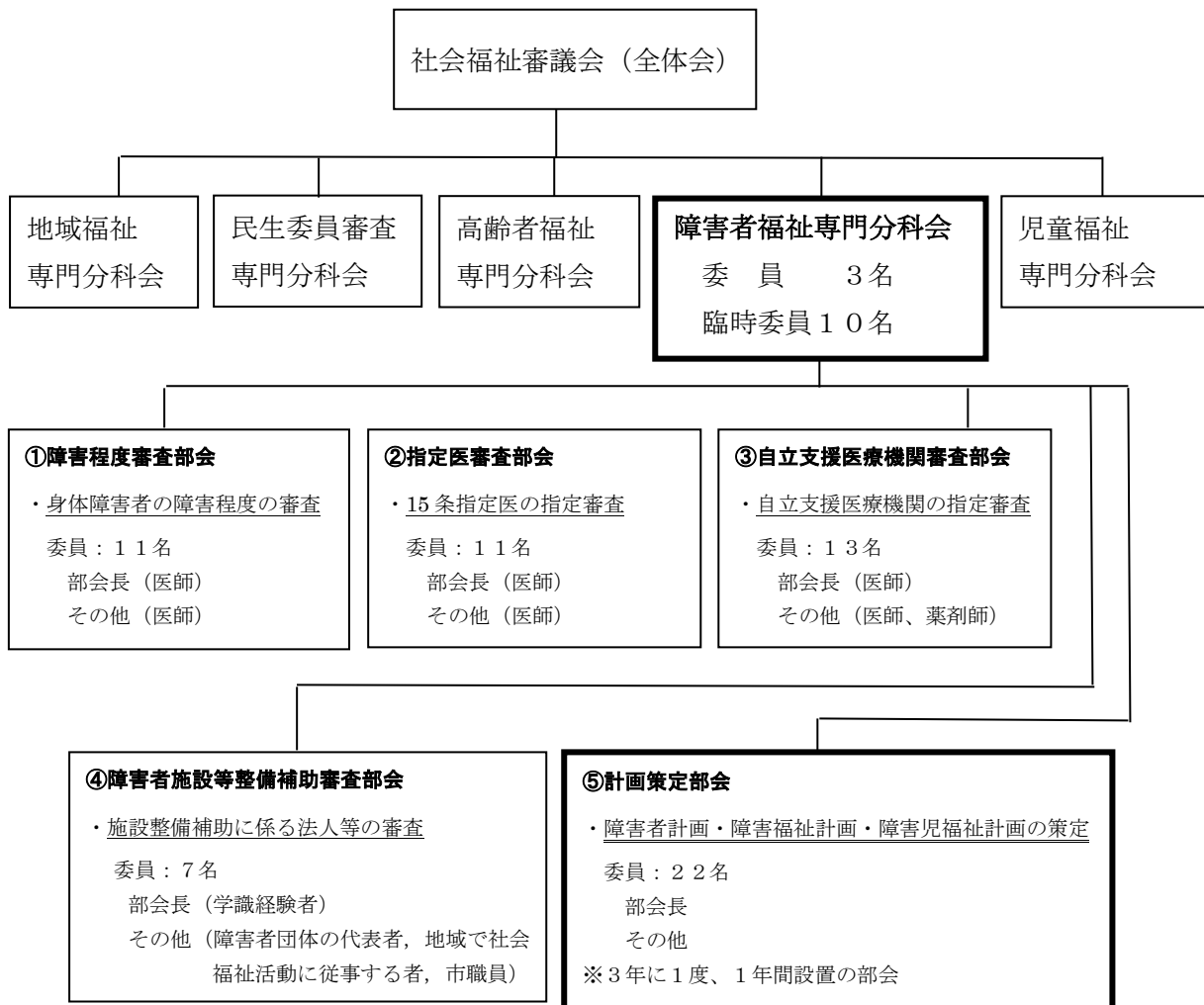


社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 部会構成



社会福祉審議会障害者福祉専門分科会及び各部会の概要について

- 【社会福祉審議会（全体会）】 社会福祉全般について審議等行う。
- 地域福祉専門分科会、○民生委員審査専門分科会、○高齢者福祉専門分科会、◎障害者福祉専門分科会、○児童福祉専門分科会を設置

＜障害者福祉専門分科会＞ 障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項の調査審議等を行う。下の部会を設置。

- ①障害程度審査部会 身体障害者手帳の障害程度の認定
- ②指定医審査部会 身体障害者福祉法第15条による医師の指定審査
- ③自立支援医療機関審査部会 自立支援医療（更生・育成医療）を実施する医療機関・薬局等指定審査
- ④障害者施設等整備補助審査部会 施設整備補助に係る法人等の審査

⑤計画策定部会 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定